27 (20)	加加亚	リーピス リーピスコード板					111117	-4/7 []
	: スコード - ***	サービス内容略称			算	定項目	合成 単位数	算定 単位
種類 A2	項目	訪問型独自サービス11		I .	I		1,176	1月につき
		訪問型独自サービス11日割		(1)1週に1回程度の場合 1,176 単位	日割の場合		39	1日につき
A2	2111		4		口割の場合		- 00	
A2	1211	訪問型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定め る場合	(2)1週に2回程度の場合 2349 単位	口刺の根本		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		(3)1週に2回を超える程度の場	日割の場合		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		合	Della III A		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位	日割の場合		123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287	
A2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179	1回につき
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合		220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短期間の身体介護が中心であ	5る場合	T	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11			(1)1週に1回程度の場合	Catholic A	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を	(2)1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		定める場合		日割の場合	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	高齢者虐待防止措置未実施減算		(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算13日割	1940 H 10 19 19 10 10 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19			日前の横日	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場 合	(1)標準的な内容の指定相当訪問	型サービスである場合	-3	
A2	C217	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算23			(2)工治療場が十一(2)のも場合	(二)所要時間45分以上の場合	-2	IEIC 26
A2	C219	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算短時間			(3)短期間の身体介護が中心であ	る場合	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11			(A) The Pint of A		-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			(1)1週に1回程度の場合	日割の場合	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を	(1)		-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		定める場合	(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	1				-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	1		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21			(1)標準的な内容の指定相当訪問	型サービスである場合	-3	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(2)生活援助が中心である場合	(二)所要時間45分以上の場合	-2	1回につき
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短期間の身体介護が中心であ	■	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 加算					
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等に	事業所と同一建物の利用者50人	以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 加算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	サーヒスを行う場合	サービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 加算				1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15% 加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事		所定単位数の 10% 加算			1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	業所加算		所定単位数の 10% 加算		1	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	 		所定単位数の 5% 加算		1	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者への		所定単位数の 5% 加算		1	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	サービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算 I			(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算 II	二 生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200	1 -
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		• •••••		50	月1回限度
/ 12		訪問型独自サービス処遇改善加算I	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の 245/1000 加算		
Δ2	6269		1			The second secon		1
A2	6269		へ 介護職員等処遇改善加算		(2)介護職員等机遇改善加質(TI)	所定単位数の 224/1000 加算		1月につき
A2 A2 A2	6269 6270 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 訪問型独自サービス処遇改善加算 II	へ 介護職員等処遇改善加算		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 224/1000 加算 所定単位数の 182/1000 加算		1月につき